

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 28 年 10 月 4 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

2 場所 西鉄イン福岡 2 階 大ホール

3 議事

- (1) 会長の選出
- (2) 会長代理及び専門部会委員の決定
- (3) 福岡市の環境施策の実施状況等について
- (4) 福岡市地球温暖化対策実行計画の素案について
- (5) 環境審議会循環型社会構築部会報告

4 出席者 (敬称略)

	氏 名	役 職 等
○	浅野 直人	福岡大学 名誉教授
	阿部 真之助	市議会議員
	石橋 勇志	九州大学大学院 農学研究院 准教授
	大串 涉	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長
	押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長
	包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
	小出 秀雄	西南学院大学 経済学部 教授
	栃木 義博	市議会議員
	富永 周行	市議会議員
	中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 准教授
	萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授
	ひえじま 俊和	市議会議員
	久留 百合子	(株)ビスネット代表取締役 / 消費生活アドバイザー
	藤本 顕憲	市議会議員
	藤本 一壽	九州大学 名誉教授
	二渡 了	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
	松野 隆	市議会議員
	松藤 康司	福岡大学 工学部 教授
	松山 倫也	九州大学大学院 農学研究院 教授
	森 あや子	市議会議員

○ 会長

II 議事録

1 開 会

●事務局（環境政策課長）

ただ今から福岡市環境審議会を始めさせていただきます。

私は本日の進行を担当いたします福岡市環境局環境政策課長の鎌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員数 27 名中 19 名の方にご出席いただいておりますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、1 名の方は所用により遅れてご出席されるとのご連絡をいただいております。

なお、本会議は、福岡市情報公開条例第 38 条に基づき、公開にて開催いたします。ご了承ください。

それでは開会にあたりまして、環境局長の吉村よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境局長）

福岡市環境局長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、環境審議会総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本市の環境行政に多大なご理解ご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本日の総会ですが、今年 9 月の委員改選後の初めての開催ということでございまして、3 名の新たな委員さんを含む 27 名の方にご就任いただいております。委員の皆様におかれましては、それぞれご活躍の専門分野が大変お忙しい中に、快く委員就任をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議では、「福岡市の環境施策の実施状況等」や「福岡市地球温暖化対策実行計画の素案」などについてご審議いただくことといたしております。このうち、地球温暖化対策につきましては、ご承知のように昨年 12 月に C O P 21 において採択されましたパリ協定の年内発効に向けまして、現在、世界各国で批准に向けた動きが進んでいるところでございます。我が国におきましても、年内の承認に向けて今国会で承認案の提出をなされておるといふふうにお聞きしているところでございます。

地球温暖化の影響につきましては、今もまさに台風 18 号が接近しており被害が心配されるところでございますが、今年の方の発生が 7 月から 9 月の間で 18 個発生しており、この期間に限定をいたしますと、例年になく数の発生だということでございます。

また、日本に上陸接近している数も例年になく多いということで、現実の大きな脅威として感じているところでございます。

このように環境に関する課題は、気候変動に関するものから生物多様性や身近な生活環境に至るものまで様々なものがございます。福岡市といたしましては、福岡市環境基本計画に掲げる「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」、これを目指した取組を、引き続き市民の皆様、事業者、そして行政が三者一体となって連携し進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様方におかれましては、どうか忌憚のないご意見とご指導を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（環境政策課長）

では、議事に入る前に資料の確認をいたします。事前送付資料として、議事次第のほか、資料 1、資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料 4、参考資料 2-1、参考資料 2-2、参考資料 4-1、参考資料 4-2 がございます。

また、当日配付資料として、座席表、委員名簿、関係例規集及びチラシをお配りしております。

併せまして、前回の審議会で素案の報告をさせていただきました第二次博多湾環境保全計画及び福岡市環境配慮指針につきましては、皆様から頂戴いたしましたご意見を踏まえ、それぞれ策定・改定を行いましたのでお配りしております。

また、本日の閲覧資料として、第三次福岡市環境基本計画をお配りしております。この環境基本計画につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。資料に不足等がございましたらお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

福岡市環境審議会は、本年 8 月末をもって前の任期が満了し、今回が委員改選後初の総会となります。委員の皆様におかれましては、平成 30 年 9 月 15 日までの 2 年間の任期となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、皆様への辞令につきましては、本来お一人ずつ交付すべきとは存じますが、時間等の都合もございますので、お手元にお配りしております。どうぞご了承ください。

また、委員紹介についてですが、時間の都合上、前の任期から引き続きご就任いただいている委員の皆様につきましては、お手元に配付しております委員名簿をもちまして紹介に代えさせていただき、新たにご就任いただきました 3 名の委員の方のみ、紹介させていただきます。お名前を呼ばれた委員の方は、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

九州大学大学院農学研究院准教授の石橋勇志委員でございます。

独立行政法人国立病院機構福岡病院耳鼻咽喉科長の押川千恵委員につきましては、所用のため遅れてお見えになる予定でございます。

九州大学大学院工学研究院准教授の中山裕文委員でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

2 議 事

●事務局（環境政策課長）

本日は改選後初めての審議会となりますので、会長選出までの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

(1)会長の選出

●事務局（環境政策課長）

それでは議事に入らせていただきます。議事(1)は「会長の選出」でございます。福岡市環境審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたか推薦はございませんでしょうか。

○委員

浅野委員に引き続きお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

●事務局（環境政策課長）

委員の皆様にご同意いただきましたので浅野委員に会長へのご就任をお願いしたいと思います。浅野委員は会長席にお移りください。

○会長

それではご推薦いただきましたので、会長を務めさせていただきます。

この審議会は、かつては「公害対策審議会」であり、「環境審議会」に名称が変わったのは1994年のことでございます。1期2年ですので、新たに始まるこの期は12期目ということになります。この22年間、ずいぶん色々なことをやってきたわけですが、まだまだ課題はなくなりません。

特に、地球温暖化の問題については、当面、2030年の温暖化対策の計画を政府が作っていますけれども、パリ協定は2100年にはCO₂排出量と吸収量との差がゼロになることをめざすとしています。もし、どうしてもCO₂を排出するのであれば、これはCCSでも処理することを前提とする、ということにしているわけです。ですから、それに備えるためにはかなり腹を決めなきゃいけないということで、日本でも2050年までの長期的なビジョンをどうするかということも真剣に議論を始めているわけですが、議論をすればするほど、やはり思った以上に外国のほうが進んでいるということが分かってきました。とりわけ、企業がどういう取組をするかという姿勢にはかなりの差があるということが分かってきました。

この福岡というまちは、重工業中心の都市ではありませんので、むしろ市民がどうするかということが問われることになると思います。こういうタイプのまちの中では福岡が一番良くやっている、と言われることができるようにこれからも頑張っていきたいと思えます。

(2)会長代理及び専門部会委員の決定

それでは議事に入ります。議事(2)は「会長代理及び専門部会委員の決定」についてです。事務局から説明いただきます。

●事務局（環境政策課長）

会長代理につきましては、福岡市環境審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっております。

また、専門部会委員につきましては、同条例施行規則第4条により、会長が指名することとなっております。よろしくお願いたします。

○会長

会長代理につきましては、長く藤本一壽委員にお願いしておりましたが、次のことを考えて世代交替という声もございまして、今回は二渡了委員にお願いをしたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、専門部会でございます。福岡市環境審議会条例第6条の規定により、審議会は専

門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができるとされています。専門部会を設置するか否かは、この審議会で決めることですが、これまでも専門部会として「環境管理部会」、「循環型社会構築部会」、「地球温暖化対策部会」の3部会を設置しております。引き続き、この3つの部会を専門部会として設置したいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、これまで同様に3つの専門部会を設置することといたします。

次に、各委員にどの専門部会にご所属いただくかということにつきましても、同じく福岡市環境審議会条例施行規則第4条で会長が指名をすることになっておりますが、これについては事務局で事前にご希望を伺っておりますので、まずは事務局の案をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

●事務局（環境政策課長）

事前に委員の皆様へ伺いましたご希望、それから各委員の専門分野を勘案しまして、事務局で所属部会案を作成しております。案は、資料1として配付をしておりますのでご覧ください。

なお、浅野会長につきましては、資料1では地球温暖化対策部会に丸を付けておりますが、会長に選出されておりますので、全ての部会へご参加いただくということになります。よろしくお願いいたします。

○会長

資料1のとおり所属を決定したいという事務局の案が出されましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、資料1のと通りの部会にご所属いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、専門部会の部会長につきましては、同じく福岡市環境審議会条例施行規則第5条1項で、部会委員が互選で定められております。ただ、第1回目の専門部会の開催時期が部会ごとに異なります。全ての部会長がいつ決まるのか分からないというのも困りますので、部会長をこの場で決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長

ご異議がないようでございますので、この場で部会長を決定したいと思います。本来なら部会に分かれて議論をしていただく必要があるかもしれませんが、時間の都合もあ

すので、各部会委員から部会長についてのご推薦はございませんでしょうか。特にご推薦がないようでしたら、事務局からの提案を受けたいと思います。

●事務局（環境政策課長）

事務局からの提案としましては、前任期に引き続き、環境管理部会長には九州大学の藤本一壽委員，循環型社会構築部会長には福岡大学の松藤康司委員，地球温暖化対策部会長には北九州市立大学の二渡了委員にお願いできればと考えております。

○会長

ただ今、事務局から各部会の部会長について提案をいただきましたが、皆さん、ご同意いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

○会長

ありがとうございます。それでは環境管理部会長は藤本一壽委員，循環型社会構築部会長は松藤委員，地球温暖化対策部会長は二渡委員ということにさせていただきますので、各部会長の皆様はそれぞれの部会運営についてよろしくお願いいたします。

(3) 福岡市の環境施策の実施状況等について

○会長

次に議事(3)「福岡市の環境施策の実施状況等について」です。まず事務局から説明いただきまして、その後、委員の皆様方からご質問やご意見を受けたいと思います。

では事務局からのご報告をお願いいたします。

●事務局（環境政策課長）

それでは、議事(3)について説明いたします。資料2をご覧ください。

本件は、福岡市環境基本条例第11条に基づき、環境の状況ならびに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況についてとりまとめたものを報告するものでございます。

はじめに、本市の環境施策の全体像について簡単にご説明した後、分野ごとの施策の実施状況をご説明いたします。

こちらは、本市環境施策の全体像として、関連計画等の体系を示したものです。福岡市環境基本条例に基づき、環境施策の大枠を定めているのが福岡市環境基本計画となります。環境基本計画の下には分野ごとの部門別計画や指針があり、本市ではこれらの計画等に基づき各施策を実施しております。

今年度は、これらの部門別計画・指針のうち、福岡市地球温暖化対策実行計画，博多湾環境保全計画及び福岡市環境配慮指針の策定・改定を行っております。先ほども申しましたとおり、9月に策定・改定を行いました2つの計画・指針を机上に配付をさせていただいております。内容は後ほどご確認ください。

福岡市環境基本計画には、施策の基本的方向性や成果指標を掲げております。前年度の環境施策の実施状況については、毎年この環境審議会でご報告を行って評価を実施し、次年度以降の施策につなげるようPDCAサイクルによる進行管理を行っております。

3ページは環境施策の体系図でございます。表の上段4つの分野別施策につきましては、

それぞれの分野で行っている主な施策ごとに評価を実施しております。また表の下段、3つの分野横断型施策につきましては、施策数や成果指標が少ないため、節ごとに評価を実施しております。

それでは評価の結果についてご説明します。4 ページは、施策ごとの評価結果を分野別にレーダーチャートで表したものです。第三次福岡市環境基本計画の計画期間におきましては、毎年このような評価を実施して指標による進行管理を行い、適切な見直しや改善を行ってまいります。

次に、評価方法等について具体的な施策を例に確認させていただきます。5 ページをお開きください。こちらは、分野別施策「快適で良好な生活環境のまちづくり」の第1項「黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応」の評価シートです。緑色の枠線で囲った①が各施策の実施状況、②が成果指標の達成状況となります。成果指標の達成状況につきましては、目標値に向けた実績値を基に、達成状況をA・B・Cの3段階で評価いたします。③の最終的な総合評価は、成果指標のAを3点、Bを2点、Cを1点とし、平均点により評価します。平均点が2.5点以上は三つ星、1.5点以上2.5点未満は二つ星、1.5点未満が一つ星となります。

なお、特記事項に記載の外部要因等を踏まえ、平均点をベースとした評価からアップまたはダウンをさせることもございます。評価についての説明は以上でございます。

それでは、ただ今より計画の体系に基づき、5つの分野別の主な取組について各担当課よりご説明させていただきます。

●事務局（環境保全課長）

それでは、快適で良好な生活環境のまちづくりに関する主な施策の実施状況についてご説明いたします。

まず黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応及び良好な生活環境の保全について、環境のモニタリング結果と主な施策の実施状況をご説明いたします。

説明の中で出てくる「環境基準」について説明いたします。環境基準は、「人の健康保護及び生活環境保全の上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法で定められているもので、大気、騒音、水質、土壌を保全するための施策を実施していくための行政上の政策目標でございます。

大気環境につきましては、市内16カ所に設置しております測定局で、大気汚染物質等の常時監視を行っております。平成27年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の各項目で環境基準を達成しておりますが、光化学オキシダントは全ての測定局で達成できておりません。微小粒子状物質、いわゆるPM2.5につきましては、測定を始めた平成23年度以降、初めて1つの測定局、西新局で環境基準を達成しておりますが、その他の測定局では達成できておりません。

PM2.5の年平均値については、測定を開始した平成23年度以降、緩やかな減少傾向にあります。またPM2.5の成分を分析した結果、最も割合が多いのは、例年と同様に硫酸イオンであり、これには大陸からの移流の影響が考えられます。

次に、黄砂・PM2.5対策の実施状況です。市民への情報提供として、防災メールやホームページ、PM2.5ダイヤル等による予測情報の発信を行うとともに、出前講座やパネル展等を通して、黄砂・PM2.5に関する普及啓発を行いました。

また、健康影響調査については、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間、国や大学と共同で市内 4 つの小学校を対象に、PM2.5 濃度と児童の症状との関連について解析を行いました。今回の調査期間においては呼吸器、アレルギー症状等と PM2.5 濃度との間に有意な関連は見られませんでした。今後、健康影響調査の結果を踏まえ、福岡市 PM2.5・黄砂影響検討委員会において、より分かりやすい予測情報の提供について検討などを行ってまいります。

次にアスベスト対策についてです。平成 27 年度は、アスベストの排出作業を伴う解体工事等において 50 件の立入調査を行い、適切な飛散防止措置について指導いたしました。また、一般環境大気中のアスベスト濃度は健康に影響がないとされる値でございました。全市的な取組としては、平成 25 年度に策定したアスベスト対策推進プランに基づき、関係部局が連携して施策を推進しております。

次に、自動車騒音の状況についてですが、低騒音化した自動車の普及や低騒音舗装の敷設が進んだことにより、環境基準の達成率はここ数年、おおむね目標値に近い水準を維持しております。

次に、地下水質についてです。全市的な状況を把握するための概況調査を、平成 27 年度は 19 の井戸で実施しましたが、基準を超過した井戸はありませんでした。

次に化学物質についてです。一般環境中のダイオキシン類やベンゼン等の有害大気汚染物質は、全ての項目、全ての測定地点で環境基準値を満足しておりました。

また、環境・健康に係る危機管理への対応については、水質事故等における検査対応や感染症法の改正に伴う検査体制の整備、食中毒検査の充実・強化を行いました。

続いて、気候変動への適応についてご説明いたします。適応策につきましては、後ほどご説明いたします地球温暖化対策実行計画素案において、本市が今後とも推進する施策を位置づけております。

ヒートアイランド対策についてです。まず、緑のカーテンコンテストを行い、最優秀賞などを環境フェスティバルふくおか 2015 で表彰いたしました。クールシェアは涼しい場所に集まることで節電を図る取組で、飲食店などのスポットが増加し、市内の公共施設や民間施設 257 ヲ所をクールスポットとして活用しました。

打ち水についてです。We Love 天神協議会や博多まちづくり推進協議会との共働で打ち水イベントを実施いたしました。

次に熱中症対策についてです。平成 26 年度に、副市長をトップとした熱中症対策推進本部を設置し、各局・区が連携しながら熱中症予防に向けた全市的な取組を行っております。具体的には、市民自らが熱中症予防のための行動を取れるよう、防災メールやホームページでの暑さ指数を活用した注意喚起、イベントやパネル展の開催、出前講座等を実施し、熱中症予防についての情報提供と啓発を行いました。

以上で、快適で良好な生活環境のまちづくりに関する主な施策の実施状況についての説明を終わります。

●事務局（環境調整課長）

次に、市民がふれあう自然共生のまちづくりに関する主な施策の実施状況についてご説明いたします。

まず、生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成についてご説明いた

します。

博多湾の保全についてです。博多湾については、東部海域、中部海域、西部海域の8カ所の環境基準点で水質調査を実施しています。水質は経年的には緩やかに改善しているものの、汚濁指標であるCODは、平成27年度は西部海域の3地点以外では環境基準を達成しておりません。今後も環境基準達成に向け、博多湾環境保全計画に基づき、さらなる施策を講じてまいります。

貧酸素の発生状況につきましては、平成27年度は調査した地点のうち、沿岸に近い7地点で一時的に貧酸素状態になったことを確認いたしました。淡水の流入が大きい沿岸域では、上層の淡水と下層の海水が混合しないために貧酸素が発生しやすいものと考えられ、毎年確認されております。E-6の地点において、平成27年9月の底生生物確認種数が減少しているのは、夏季に溶存酸素量が低下したことによるものと考えられます。生物が健全に生息・生育する環境を保全していくため、お手元にお配りしております第二次博多湾環境保全計画に基づき、今後も博多湾の環境保全に向けた施策を推進してまいります。

次に、自然環境調査及び希少種の保全についてです。自然環境の実態把握のため、動植物の分布調査を5年周期で行っております。平成27年度は鳥類の調査を実施し、253種の鳥類を確認しておりますが、これは過去に福岡市が行った調査で記録された種数と同程度でございます。福岡市は、干潟、山、島、海、川、池など多様な環境に恵まれているため、希少種を含め多くの鳥類が生息しております。調査結果は、開発事業が行われる時の環境配慮に役立て、希少種の保全に努めております。

次に、外来種による被害の未然防御についてです。平成27年度は、特定外来生物であるアライグマの捕獲調査において、山間部で計12頭のアライグマを捕獲しました。生息調査では、調査を行った10地区のうち9地区においてアライグマが確認されており、生息範囲の広がりが見られております。外来種による被害の防止のため、出前講座やエコツアーなど、様々な機会を通じて情報発信や啓発を行ってまいります。

続いて、生物多様性の認識の社会への浸透についてご説明いたします。市民への生物多様性の認識の理解促進につきましては、自然の楽しみ方や自然観察会など、フィールドワークを企画実践する人を「ふくおかレンジャー」として人材の育成を行うとともに、地域の身近な自然の魅力を伝えるエコツアーやパンフレット発行を行いました。

また、環境保全等に積極的な団体や個人が集い交流し、情報やアイデアを共有する場としてトーク・カフェを開催いたしました。引き続き、これらの取組により、市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し行動できるよう、広く社会に浸透させていきたいと考えております。

多様な主体の促進・支援につきましては、今津干潟で生きもの観察会やカキ殻拾いなど、地元住民と共働で保全再生活動を実施しました。今後は、これら今津干潟での取組が他の地域に広がる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

以上で、市民がふれあう自然共生のまちづくりに関する主な施策の実施状況の説明を終わります。

●事務局（循環型社会計画課長）

次に、資源を活かす循環のまちづくりに関する主な施策の実施状況についてご説明します。

まず、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進についてご説明します。

平成 23 年 12 月に策定した新循環のまち・ふくおか基本計画では、3 つの基本方針を掲げ、ごみの処理量とリサイクル率の目標を定めております。

こちらは、ごみ処理量の推移に関するグラフです。棒グラフがごみ処理量ですが、平成 27 年度は約 57 万トンで、前年度と比べると横ばいとなっています。内訳としては、家庭ごみは微増、事業系ごみは約 2,000 トンの減となっております。

次に、折れ線グラフは市民 1 人 1 日あたりの家庭ごみ処理量を示しております。平成 27 年度は 515 グラムで、前年度に比べると 4 グラムの減となっております。また、第一次中間目標との比較では、全体では約 5 万トン、家庭ごみでは約 1 万 2,000 トン、事業系ごみは約 3 万 8,000 トン多くなっております。

実績値が目標値を上回った要因としては、家庭ごみは、新循環のまち・ふくおか基本計画策定時に予想していた以上の人口の伸び、事業系ごみは、経済状況の好転や交流人口の増加によるものと考えております。

こちらはごみのリサイクル率の推移を表わすグラフです。棒グラフはごみのリサイクル量、折れ線グラフはごみのリサイクル率を示しております。平成 27 年度のリサイクル率は 31.7 パーセントで、前年度と比較すると 0.8 ポイントの微増となっております。第一次中間目標との比較では、リサイクル率は目標どおりの値でした。家庭系ごみにおいて地域集団回収量等が減少しているものの、事業系の、延床面積が 1,000 ㎡を超える特定事業用建築物からのリサイクル量の伸びが、リサイクル率の向上に寄与したと考えております。

次に、家庭ごみ減量・リサイクルに向けた取組についてです。家庭での 3R の取組を徹底する 3R 推進モニターや、出前講座による広報啓発を行っており、平成 27 年度は、公民館等に加え、小学校においても出前講座を実施しております。

また、平成 28 年度からは新たにウェブサイトを開設し、転入者や若年層にリサイクルを促すことを含め、3R の情報を市民に分かりやすく提供しております。

地域集団回収等の資源物回収については、実施団体数は増えているものの、新聞等発行部数の減少等により、回収量は減少しております。回収促進のため、現時点で集団回収を実施していない地域や、単身世帯向けマンションでの古紙回収の働きかけを行っております。

この他、使用済小型電子機器の粗大ごみからの選別回収や、蛍光灯・乾電池の回収ボックスの増設を行ったことにより、平成 27 年度の資源物回収量は大幅に増加しております。さらに、平成 28 年 5 月から新たに市内 4 ヶ所に古着の回収拠点を設置し、古着のリサイクルに取り組んでおります。

次に事業系ごみ減量・リサイクルに向けた取組についてです。特に、古紙と食品廃棄物のリサイクルに力を入れて取り組むこととしており、事業所へのごみ減量指導や資源化に関する情報発信などを通じてリサイクルを促進するとともに、資源化施設整備への支援などを行っております。

また、食品廃棄物につきましては、忘年会・新年会シーズンに、食べ残し削減を呼びかける街頭キャンペーンや、地下鉄駅でのポスター掲示等を行いました。キャンペーンキャラクターの「宴会部長」が新聞やテレビの情報番組でも取り上げられ、話題となりました。平成 28 年度は食品廃棄物のリデュース本格実施の年として、協力店の募集、宴会部長のネ

ーミング募集、忘年会シーズンのテレビCMも予定しております。

また、事業系一般廃棄物資源化施設の整備につきましては、補助金の拡充や組織の新設等により積極的に支援していくところです。

次に、廃棄物適正処理の推進についてご説明します。

家庭ごみにつきましては、収集運搬経費や環境負荷などを見据えて総合的に考慮し、4分別で収集した後、資源化センターや選別処理施設を経由して、可燃物、不燃物、鉄・アルミなどの資源物等の9区分に分け、資源物はリサイクルし、可燃物や不燃物は焼却施設や埋立場で適正に処理しております。

なお、資源物の持ち去り行為につきましては、平成26年4月から持ち去り及び買い取り行為を禁止する条例を施行し、パトロールや広報啓発の強化等を実施しております。

持ち去り防止対策の効果としまして、平成27年度における不燃ごみとして収集したアルミの売却量は、条例施行前の平成25年度と比べて約40パーセント増加しております。

清掃工場では、焼却時に発生する熱を利用して発電しており、発電した電力は工場内で有効利用するほか、余った電力は電力会社を通して一般家庭などに供給しています。平成27年度の発電量は4つの工場合計で約2億8,600万kWhとなり、これは約5万9,800世帯分の年間電力量に相当します。今後も有効な熱利用を行ってまいります。

こちらは西部中田埋立場の上空からの写真です。資源化センターで破砕し、鉄やアルミを除いた不燃物や焼却灰などを適切に埋立処分しております。平成27年度は、東西2つの埋立場で約11万1,000トンのごみを埋立処分しました。

次に、産業廃棄物の処理状況についてご説明します。平成26年度に市内で発生した産業廃棄物は132万トンあり、そのうちの約8割は、がれき類などの建設系廃棄物でした。市内で発生した産業廃棄物のうち、市内の産業廃棄物処理施設での処理量は93万トンで、そのうち91万5,000トンは破砕や脱水などの中間処理が行われ、その多くは再生利用されています。また1万6,000トンが埋立処分されています。

この地図は、福岡市内にある主な産業廃棄物処理施設として、焼却施設1施設、安定型最終処分場5施設、管理型最終処分場1施設を示しております。なお、これらの施設につきましては、排出ガス中のダイオキシン類濃度や周辺井戸の水質調査等を定期的を実施しており、適正に稼働していることを確認しております。

以上で、資源を活かす循環のまちづくりに関する主な施策の実施状況の説明を終わります。

●事務局（温暖化対策課長）

次に、未来につなぐ低炭素のまちづくりに関する主な施策の実施状況についてご説明します。

まず省エネルギーの促進について、平成26年度の温室効果ガス排出量等についてご説明します。福岡市における温室効果ガス排出量の推移について、基準年度の平成16年度と、22年度から26年度までを示しております。平成26年度の総排出量は872万8,000トンで、基準年度と比較して31パーセント増加しております。排出量が増加した主な要因は、電力に占める火力発電の割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が増加したことによるものでございます。一番右の紫色のグラフは、電力のCO₂排出係数を基準年度と同じと仮定して算出したもので、これによると、平成26年度の温室効果ガス排出量は基準年度に比

べ2パーセント減少しています。

次に、第三次福岡市地球温暖化対策地域推進計画における、基準年度に対する平成26年度のCO₂排出量削減目標の達成状況でございます。家庭部門、業務部門のいずれも目標に比べて大幅に排出量が増加しておりますが、主な要因は前のスライドと同様、電力のCO₂排出係数が増加したためでございます。自動車部門は、1台あたり8パーセント減という目標に対し、実績は16パーセント減であり、目標を大きく上回っております。

次に、省エネ推進施策の実施状況についてご説明します。まず市民に向けた取組として、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ることを目的として、ECOチャレンジ応援事業や電気自動車等購入への補助を行いました。

次に事業者に向けた取組として、平成26年度まで実施した省エネ技術導入サポート事業で得た知見を基に、事例集を作成配布し、省エネ講習会で紹介いたしました。

次に、市役所の取組でございます。市庁舎等においては、クールビズをエコスタイルとして5月から10月まで実施し、冷房温度の28度設定を徹底しております。

また、燃料電池自動車を平成27年度に1台追加導入し、合計2台となっております。

次に、市有施設へのLED照明導入についてです。平成24年度から既存照明のLED化を進めており、27年度までに約1万個の電球をLED電球へ取り替え、年間で約850トンのCO₂削減効果を見込んでおります。

また、道路照明灯や町内会が設置する防犯灯のLED化も計画的に進めております。

次に、リース方式によるLED照明導入についてです。平成25年度から27年度までの3年間で、消費電力の多い旧型蛍光灯約4万5,000本のLED化が完了しております。今後とも効果的な施策を実施し、省エネルギーの推進を進めてまいります。

次に、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用についてご説明します。

本市では、平成26年6月策定の福岡市環境エネルギー戦略に基づき、エネルギーを創り、賢く使う取組を進めております。戦略の目標として、市内の再生可能エネルギーによる発電規模を平成42年度に40万kW以上とすることを目指しており、27年度の実績は26年度から2万7,000kW増加し、18万4,000kWとなっております。その内訳は、民間施設での発電規模が9万7,000kW、市有施設での発電規模が8万7,000kWで、現在のところ順調に導入が進んでおります。

ここで、市有施設における再生可能エネルギーの導入状況についてご説明します。平成27年度末時点で、メガソーラー発電所3施設、廃棄物発電4施設など、合計で185施設となっております。

市有施設の再生可能エネルギーは、多様な手法により導入を進めており、主なものをご説明いたします。

まず、平成27年度は26年度に引き続き、屋根貸しを実施しました。これは施設の屋根を太陽光発電業者に貸し出すもので、学校や体育館、地下鉄駅舎など9施設で実施しております。

また、アイランドシティに新しくできた青果市場の屋根には、1,000kWのメガソーラーをリース方式で導入しました。

次に、低炭素型の都市構造及び交通体系の構築についてご説明します。

スマートコミュニティの形成についてです。まずアイランドシティのCO₂ゼロ街区においてモデル的に実施し、新築戸建て住宅のスマート化を支援しました。

また、産学官で設立した福岡市スマートコミュニティ創造協議会では、電力小売りの全面自由化など、エネルギー業界の最新動向に関するフォーラムなどを実施しました。

なお、同協議会の事務局につきましては、平成 28 年度から経済観光文化局へ移管しております。

以上で、未来につなぐ低炭素のまちづくりに関する主な施策の実施状況についての説明を終わります。

●事務局（環境政策課長）

次に、環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり、広域的な取組に関する主な施策の実施状況についてご説明いたします。

まず環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくりについてです。

環境行動を担う人材の育成として、あらゆる年代に対する環境教育・学習を実施しています。平成 27 年度に、第三次福岡市環境教育・学習計画を策定し、この計画に基づき、きめ細かな環境教育や啓発・支援を行っております。

特に子ども向けの取組としまして、わくわくエコ教室では出前講座や自然観察会を実施しました。

また、平成 27 年度から、幼稚園等の先生が主体的に環境教育に取り組めるよう、指導者向けプログラムを開始しました。

このほかにも、パッカー車を活用した環境学習や、清掃工場での見学受け入れなどを実施しております。今後も引き続き、教育委員会と連携して環境教育・学習を推進してまいります。

人材の育成と併せて、地域環境力を高めるための活動のネットワークづくりにも取り組んでおります。

環境フェスティバルふくおかは、市民団体、事業者、学校、行政など 46 団体が出展し、日頃の環境活動のPRや出展者同士のネットワークが広がる機会となっております。

なお、今年度の環境フェスティバルふくおかは、今月 22 日と 23 日に開催を予定しております。

次に、環境の保全・創造に向けたしくみづくりについてです。

まず、環境影響評価の推進についてです。福岡空港に関連する 2 つの事業について環境影響評価手続きが行われております。1 つは航空機とヘリコプターの運航競合緩和のためにヘリポートを移設する事業です。もう 1 つは、空港へのアクセス改善及び周辺道路の混雑緩和のため、自動車専用道路を延伸する事業でございます。それぞれの事業の環境影響評価手続きの各段階で、事業者に対して必要な意見を述べ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう努めております。

次に、福岡市環境配慮指針の運用についてです。環境影響評価手続きの際の既存資料とするとともに、大型店舗や住宅等の開発事業の許認可審査等にかかる意見照会等に活用し、事業の環境配慮を誘導しております。平成 27 年度に指針に基づき意見を述べた開発事業の件数は 94 件でございます。平成 27 年度は本指針の改定に向けた検討を行い、このたび改定が終了しましたので、本日お手元にお配りしております。

次に表彰・助成制度についてです。表彰を通して環境保全に関する市民の関心がより一層深まること、及び環境保全活動を全市に広げることを目的として、環境行動賞を実施いたしました。

また、市民団体やNPOなどが主体的に行う環境活動に対して、エコ発する事業で財政面と広報PRの支援を行いました。

次に、環境と保健に関する調査・研究の実施状況についてです。保健環境研究所において、行政へのニーズを踏まえ、環境分野では熱中症に関する調査研究、廃棄物分野では未利用食品排出実態調査、保健分野においては残留農薬の1日摂取量調査等を行っております。

次に、保健環境学習室「まもる一む福岡」についてです。まもる一む福岡につきましては、あり方の見直しを行い、「健康と環境の安全・安心」と「生物多様性の保全」をテーマに、保健環境についての情報発信と交流支援を行っていくこととしております。

平成27年度は、常設の展示のほか専門性の高い体験型学習事業を行うとともに、行政と大学、NPOが交流するふくおか環境連絡会議などを開催しております。

続いて、本市が取り組む国際環境協力についてです。

本市では、福岡大学やふくおか環境財団、国際協力機構JICAなどの国際機関と連携して、廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした福岡の環境技術をアジア太平洋地域を中心に発信し、環境分野における国際貢献を進めております。今後も環境分野における国際貢献を進めてまいりたいと考えております。

以上で、福岡市の環境施策について、平成27年度の取組を中心に報告させていただきました。長時間に渡りご清聴ありがとうございました。

○会長

ただ今ご説明いただきました内容について、皆様方からご質問やご意見がございましたら、お出しいただければと思います。できるだけ多くの方にご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

循環型社会計画のまとめの部分について質問させていただきます。事業系ごみのリサイクル量が増えているということでしたが、スライド34ページで、リサイクルに向けた取組という具体的な例が挙げられています。この中で、特にどれが奏功してリサイクル量が増えたのかを答えていただければと思います。

○会長

ご質問については、後でまとめてお答えいただきます。

○委員

内容自体は大変よろしいと思います。しかし、温暖化対策もそうなんです、環境・エネルギー戦略関係からいきますと、2020年には東京オリンピックもありますし、スマートコミュニティや水素関連等での取組を、そうした場面でお客さまにPRできる仕掛けをしていく、色々なところを工夫していくことが必要かと思っております。

○会長

ありがとうございました。

○委員

全般的に、非常に多岐に渡って色々な成果を出しておられるという気がいたしました。その中で、些細なことですが24ページの外来種による被害の未然防止のところ、アライグマについての捕獲数等の話がありますが、そのほかの外来種関係は進捗状況としてどうなっているのかということがあります。

それから27ページの生物多様性の参加主体のことですが、こういった活動が増加傾向にあるのか、参加者の視点ではどうなのかという点を少し詳しく教えていただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

56ページにあるスマートコミュニティに関する質問です。CO₂ゼロ街区がオープンしたとき、面白そうなので私も娘と一緒に見に行き色々な家を覗いてみました。その後、実際にどんな形で、全部売れたのかどうかということと、どれくらい電力とかCO₂が削減できているかを見える形でお教えいただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

内容については特にありません。できればパワーポイントを大きくしていただいて、見やすければよかったですと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

私も、全体的に色々網羅されていて素晴らしい資料になっていると思いました。68ページのふくおかから九州・アジアへというところで、国際環境協力の推進が挙げられていますが、例えば福岡市と福岡市民全体が実施する取組で、福岡から九州やアジアへ発信できるような、先進的な事例となることも今後やっていただければと思いました。

○会長

ありがとうございました。

○委員

全体的に非常に地道に取り組まれており感心いたしました。例えば、経済的な指標といえますか、廃棄物処理の事業効率性や市内の環境産業の活発さ等、そういったところで何か評価をされている事例がございましたら教えていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

地方都市でも福岡市は非常に元気が良く、国内では稀な事例だと思います。地球温暖化対策でも、我慢して減らすのではなく、まちづくりを盛り上げていく一環でそういう対策を行っているというのを、ぜひアピールして欲しいと思います。非常によくやられていると思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

今日は総会で膨大な資料が出ていますので、1つ1つの詳しい質問等は省きたいと思います。私も地球温暖化対策部会に入って、地球温暖化対策実行計画の素案作成に携わってきました。それ以外の部会については質問する機会がなかったので、この際に聞いておきたいと思います。

資料の13ページに自動車騒音があります。20年前ぐらい前、私が環境審議会の委員をしていた当初は、自動車騒音が環境基準をクリアしていないというのが圧倒的多数だったと思います。現在、環境基準96パーセントも含めて、こういった目標値達成率になったという努力の成果について、どういうことをやったのかというのが1つ。

2つ目に、18ページの熱中症対策についてです。過去5年間、熱中症のため救急車等で病院に運び込まれた方たちの階層というか、いわゆる貧困率を教えてください。保健福祉局関連でいうと、生活保護世帯ではクーラーを持っていない方たちが結構いらっやあって、その人たちが熱中症のために室内で倒れ、救急車で運ばれるというのをよく聞きます。熱中症対策推進本部は副市長がトップをされているということですから、保健福祉局と連携されていると思うんですが、過去5年間どういう推移なのか、増えているのか減っているのか、そういった点を教えてください。

最後に、ちょっと不思議に思ったのが、22ページの博多湾の保全のところですか。私の記憶では、「ああ、海がきれいになったんだな」というのを中部海域はクリアしていたと思うんですよ。悪かったのは東部海域だったと思います。元々、西部海域はクリアしていたんですが。以前聞いたところから考えると、少し博多湾の汚染の状況が低下しているんじゃないかなと思うんです。

1人でたくさん時間を取ると申し訳ないので、以上の3点ぐらいをお答えいただきたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

まず11ページ、黄砂・PM2.5対策のところですか。私の感覚では、年々ひどくなっているのではないかという気がします。また、注意喚起の予測情報があるんですが、私たちは仕事をしていて外出しないというわけにはいきませんので、もうちょっと何か対策があればと思います。黄砂やPM2.5は、どちらかというところ大陸からの問題であって、防ぐしかないと思います。そういう意味では、もうちょっと何か具体的に、どういう対策をしたらいいかということ、市から情報提供してもらえたらいいんじゃないかなという気がします。私が知らないだけかもしれないので、その辺を詳しく教えていただければと思います。

もう1点は単純な質問ですが、42ページにある安定型最終処分場と管理型最終処分場の違いを教えてください。以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

2点ほど教えてください。都市高速を走りますと、博多港によく大型客

船が泊まっっていて、いわゆる爆買いについてのニュースをよく耳にします。それらが環境へ影響あるのか、影響があるとしたらどういった対策を行っているかといったことがあまり触れられてなかったように思います。

例えば、多くのお客さんが売り場に殺到して交通渋滞が起きているというような、そういうものはこの中では触れられなかったように思いますが、その辺について何かありましたら補足していただきたい。

それからもう1点、38ページです。資源物持ち去り防止ということで、以前この審議会でも条例を作ってはどうかという話があったように記憶しております。その効果についてご説明があったんですけど、一番下の数字がいまひとつよく理解できなかったの、もうちょっと説明を加えていただきたいと思います。あるいは、実際に持ち去り行為がどのように減ったとか、そういうデータが何かあれば説明していただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

少し細かいことですが、21ページの博多湾の保全についてです。CやEの地点の水質が依然として基準を超過しているというお話だったんですけども、年平均値の推移をみますと、平成24年のところでちょっと下がっているような形です。それでもまだ悪いということで、先ほどの説明ではさらなる施策を行いますというお話でした。こういう状況、地形的な影響で水質がなかなか改善できないというのが現状かなと思うんですが、そのあたりで何か具体的な改善の施策をお考えであれば教えていただきたいというのが1つです。

それともう1つ、35ページの食品廃棄物のところです。宴会部長とか、なかなかユニークな取組と思うんですけども、今色々話題になっているのがフードバンク、廃棄する食品をそのまま捨てるのではなくて、何か使えるところでさらに活用するという話もあります。そのあたりで何かアイデアがあれば教えていただければと思います。以上2点です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

資料2のパワーポイントは一目瞭然で分かりやすく作っていただけて助かるんですけど、参考資料2-1の成果指標の達成状況とか特記事項、総合評価というところが何となく分かりづらい。パワーポイントとリンクして1冊で資料を作っていただくと大変見やすくありがたいなと思います。ちょっと工夫をしてみてくださいないかということで、答えは結構でございます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

施策全体を通しての資料なので大変だったと思うんですけども、もう少し具体的な数値を入れることが出来ればいいと思います。例えば、事業系ごみの減量や家庭ごみの減量推進を行っていますが、この施策を行うことによってどれくらい削減できるのか、そういう定量的な記載があったほうがいいのではないかと思います。

それと、全体的な取組における市民参加や企業活動がこれには取り上げられていないと

思います。取組の成果は、産官学民の協力があってのものだろうと思いますので、そのあたりがどこかにあったほうがいいかなという気がいたします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

単純な質問です。この資料2というのは現時点での案で、この会議で各委員からの意見を取り入れて、修正するものなのか。それを教えていただきたいと思います。

それと、少し気づいたことをいくつか言いたいと思います。

まず1つは、24ページの外来種による被害の未然防止について。2012年、対馬にツマアカスズメバチが侵入しています。今は対馬が防波堤になっていますが、もしツマアカスズメバチが福岡に入ると、養蜂業や農業における大変な被害が懸念されます。そこを今後もしっかりとモニターしていただきたいというのが1つです。

それと、53ページです。風力発電のところで「風レンズ風車撤去」とあります。風レンズ風車は目玉事業として設置されたと思うんですが、撤去された経緯を教えてください。

もう1つはスライドの63ページです。自動車専用道路延伸事業の配慮書市長意見の概要というところの2つ目の丸、「河川改変等による貴重生物の」とありますけれども、貴重生物とはどういう生物か。希少生物の間違いではないのか。細かいところですがよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

11ページです。PM2.5対策として健康影響調査がされており、今は中間報告なので今後も検討を続けていきたいとのことでしたけれども、子どもたちの体調をもっと深く見ていただいて、それを教育の場面につなげてほしいと思っております。子どもたちが自ら体を守るという意識を持てるような取組を今後もやっていただければと思います。また、子どもを通じて、家庭にもそういう意識が高まるようにしていただきたいと思っています。

それから21ページの博多湾保全に関しても、今後の改善をどう考えていらっしゃるかをお聞きしたいというところです。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

黄砂とPM2.5対策のところで、先ほど別の委員からお話があった、「我々は仕事をしているので外出してはいけないと言われても外出せざるを得ない」というのは、よく分かる意見です。

しかしながら、黄砂・PM2.5対策についての分野別施策というところで、参考資料2-1の総合評価、黄砂・PM2.5の大気汚染物質への対応が星3つになっている。これは施策が十分という意味なんでしょうか。私は十分ではないだろうと思います。何かかと言うと、市議会でも国に対して全会一致で意見書を出した経緯もあって、福岡市の対応は、はっきり言えば、「テレビなどのマスコミを通じてPM2.5の対策はしています。危険だから外出

しないでくださいね」とみんなに知らせることで自己満足しているのではないかと、それではいけないと思っています。以上です。

○会長

ありがとうございました。以上、コメントということで特にお答えは必要ないという方がいらっしゃいましたが、それぞれに質問もあったと思いますので、事務局から回答をお願いします。

●事務局（環境政策課長）

私からは、国際協力による市民との共働について回答いたします。現在、市が行っている国際協力は、特に廃棄物処理関係を重点的に行っており、市民との共働には至っておりません。市民間の国際連携や国際交流については総務企画局が取り組んでおりますので、ご意見については担当課にお伝えをしたいと思います。

それから、パワーポイントの資料やお手元に配付した資料につきましては、今後検討して、より見やすい形への改善を図ってまいりたいと考えております。

それから、この資料は、実施状況等の報告でございますので、これが平成27年度の報告となります。ただ、参考資料2-1につきましては、複数の委員からご意見がありましたとおり、評価に疑問があるということであれば修正は可能でございます。今日の審議会の意見を踏まえまして、評価は検討したいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。次は環境保全課長をお願いします。

●事務局（環境保全課長）

環境保全課長でございます。

まず、自動車騒音の環境基準の達成率でございます。これに関しましては、近年、国における自動車の単体騒音規制が厳しくなったことや、低騒音舗装の敷設が進んだこと等により、環境基準の達成率が上がったと考えております。

次に熱中症についてのご質問でございます。過去5年間に福岡市消防局が搬送しました熱中症患者の数です。平成23年度から申しますと、23年度が369人、24年度が346人、25年度が634名、26年度が258名、27年度が353名となっております。気象状況に応じて救急搬送数が多い年と少ない年がございます。ちなみに今年につきましては、8月にかかなり気温が高かったということもあり、速報値ですが救急搬送数は478名で、昨年より100名以上救急搬送者が増えている状況でございます。救急搬送された方の階層別というご質問でございますが、私どもでは、搬送された方の年齢層や熱中症を発症した場所について解析しております。平成27年度でいいますと、高齢者の割合が46.5パーセントで、65歳以上の割合が22年度以降では最も高かったというデータになっております。救急搬送された場所につきましては、家の中が全体の39パーセント、あとは道路上、仕事場、学校という順番になっております。今後も引き続き保健福祉局と協力連携しながら、特に高齢者に対する対策や啓発に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、博多湾に関するご質問を複数の委員にいただいております。

環境基準の達成状況についてですが、資料2の21ページにもCODの環境基準値を記載しております。東部海域が3mg/L以下となっているのに対しまして、中部と西部が2mg/L以下となっており、中部海域については、現状として基準達成はかなり難しいとい

うことで、実は以前より環境基準を達成したことがあまりございません。中部海域は、値としては悪化しているわけではないんですが、環境基準の達成状況となると、依然より未達成が続いているという状況でございます。

東部海域については、その年の気象状況によってプランクトンが発生したり、赤潮が発生したりということで変化があり、その年によって環境基準を達成したりしなかったりという状況が続いております。ただ、資料2の21ページに経年のグラフも記載しておりますけれども、全体的には横ばいで、特に悪化が進んでいるとは考えておりません。

のクルーズ船のお話についてです。おっしゃるとおり、クルーズ船が増えたことで自動車の交通渋滞も問題になっております。大気汚染状況でいいますと、市内16局、道路沿線でも8局で24時間365日常時監視を行っておりますが、自動車が影響すると思われる一酸化炭素や窒素酸化物は環境基準を下回っており、環境の値からは特にクルーズ船の影響があるとは認識しておりません。

次にPM2.5の予測情報についてです。現在、福岡市は独自に、その日の日平均値が環境基準値の $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるという予測があるときに、午前と午後で情報提供を行っているところでございます。ただし、全ての人に対してということではなく、呼吸器疾患がある方や喘息を持っている方につきましては、屋外での行動等にご注意くださいとしているところでございます。

黄砂につきましても、早めの対策を取れるようにということで情報提供を行っているわけですが、市民に対して、より正確に理解していただくための情報のあり方について色々ご意見があることは私どもも承知しております。今年度、市民を対象にアンケート調査等を実施しており、その結果を見ながら、より正しく情報が伝わるような情報のあり方を検討していくことにしております。よろしくお願いたします。

○会長

それでは環境調整課長、どうぞ。

●事務局（環境調整課長）

環境調整課長の渡邊でございます。

まず博多湾の関係についてお答えいたします。

博多湾での具体的対策でございますが、まずハード面では、下水道の高度処理を行って、博多湾に出る負荷量を減らしていく、あるいは中央区等での合流式の下水を分流式に変えていくことで負荷量を減らしていくといったことがございます。

ソフト面といたしましては、博多湾は単体としてあるわけではなくて、山に降った雨が川に流れ博多湾に注ぐというふうに、まち全体でつながっていることを市民の皆さんに広く認識していただく、そういった啓発が大事であると思っております。ごみをポイ捨てすれば、それが川に流れ博多湾に入っていく、自分のやっていることが博多湾の環境にも影響するというところに気づき、理解を深めるような啓発が必要だと考えております。さらに、市民団体や地域での活動を広めていくことで、博多湾の環境保全につなげていきたいと思っております。

それから24ページです。アライグマ以外の外来種についての対応はどうかといったご質問です。外来種は、動物に限らず植物も含め福岡市で確認されております。その中で、人に対して直接影響を及ぼすものの対策を優先し、アライグマの対策を行っているもので

す。それ以外ではセアカゴケグモ等のゴケグモ類について、保健福祉局が中心になって全庁的な取組を行っているところで、駆除等の対策を行っております。

ツマアカスズメバチについてのご質問もごさいますが、これについては環境省が日本本土への侵入の有無について調査を行っております。侵入経路として、船に紛れ込み港からということが考えられるので、港湾地域においてトラップを仕掛けて、ツマアカスズメバチがいないか調査をしているところです。平成 27 年度に北九州で 1 匹、平成 28 年度に宮崎で 1 匹見つけましたが、いずれも直ちに周辺調査を行った結果、他には発見されておりません。博多港においても、国が今年度調査を実施しておりますが、本市は地元の自治体として協力を行っているところです。幸い博多港では発見されておりません。

それから 27 ページの市民活動についてご質問がございました。このページでは今津干潟での取組についてご紹介しております。今津地区では地域の皆様、市民団体や地元の学校、様々な団体が一緒になって取組を行っておられます。カブトガニ学習会や放流会、野鳥観察会等を行うことで住民の意識を高めて、自分たちのまち、自分たちの自然を保全しているという取組です。このような取組を他の地域にも広げてまいりたいと考えております。

それから 63 ページ、環境影響評価の件でございします。「河川改変等による貴重生物」の表現が「貴重」ではなく「希少」ではないのかというご意見でした。通常、私どもは希少というほどではないが重要だと判断されるものを「貴重生物」と使い分けておりますが、ここでは貴重・希少の区分なく貴重な生き物という意味合いで「貴重生物」と表現しております。

ここで「河川改変等による貴重生物」を取り上げましたのは、古い記録ではございますが、周辺の河川でメダカやニッポンバラタナゴといった魚がいたという記録がございますので、事業者に対して、そういった生物がいるのかどうかの調査も含めて対処することを求めるためでございます。

○会長

ありがとうございました。中村課長、お願いします。

●事務局（循環型社会計画課長）

循環型社会計画課長の中村でございます。

まず、廃棄物処理の効率性を示す経済指標はないだろうかというご意見がございましたけれども、これといった経済指標はないんですが、現在、ごみ処理量あるいはリサイクル量、リサイクル率、それから市民 1 人 1 日あたりのごみ処理量、そういうものを他都市と比較しながら、廃棄物処理について色々と比較検討しているという状況でございます。

それから、事業系ごみのリサイクルの部分、持ち去り防止の状況、フードバンクの状況等につきましては、それぞれの担当課長からお答えをさせていただければと思っております。

●事務局（資源循環推進課長）

事業系ごみの減量・リサイクルが進んだ要因は何かということのお尋ねですが、34 ページの①事業所へのごみ減量指導というところで、私どもは事業系ごみの中でも古紙と食品廃棄物の 2 つに重点を置いて減量・リサイクルの指導を行っております。大型事業所、それから中小事業所にも、その 2 つに絞った形で減量・リサイクルを進めさせていただいているものですので、その点でリサイクル量が増えたと考えております。

また、フードバンクの活用についての情報があればということでもございました。今、食品ロスということが全国的に問題になっており、福岡市としても、「宴会部長」というキャラクターを活用して、減量・リサイクルの促進に取り組んでおります。平成28年6月に福岡県で食品ロス削減に関する協議会が立ち上げられ、福岡市も委員として参画をしております。その中で、フードバンク活動普及促進分科会が設置されており、フードバンクの活用について協議をされていくということで、今年9月中旬ぐらいからモデル事業が始まったと聞いております。福岡市としても、色々と協議をしながら、福岡県全体として取組を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

●事務局（収集管理課長）

続きまして資料38ページ、資源物持ち去り防止対策についての一番下、アルミ売却量の数値でございます。まず、資源物持ち去り防止条例につきましては、家庭から出される不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為が多発していたことを受け、平成26年4月から条例を施行しているところでございます。

家庭から出る燃えないごみの中から収集したアルミ缶は、収集後、最終的には再資源化業者に売却しておりますが、その売却量を示したものが一番下の数値でございます。平成25年度、条例施行前が年間893トンであったのに対し、条例施行後の平成26年度、27年度はそれぞれ25年度比で40パーセントアップしており、持ち去り防止対策の効果が現れている数値の1つとして捉えております。

また、他に持ち去り行為が減っているようなデータはないのかというご質問でございますが、その一つとして、条例施行前の平成25年度と条例施行後の26年、27年度に各区の同一地域で実施した全市一斉実態調査がございます。平成25年4月の調査では1日に89件の持ち去り行為を確認したのに対し、平成26年5月、27年5月ではそれぞれ12件、14件と減少しておりました。また、市民からの苦情・通報の件数ですが、条例施行前の平成25年度は264件ございましたが、条例施行後の26年度は201件、さらに27年度は132件と減少しており、対策の効果が現れているものと捉えております。以上でございます。

●事務局（産業廃棄物指導課長）

42ページ、安定型最終処分場と管理型最終処分場の違いは何かというご質問でした。安定型最終処分場は、廃プラスチックや金属、ガラスくず、ゴムくず、がれき類といった自然界では分解できない廃棄物で、かつ有害物や有機物が付着していないものを埋め立てる処分場となっております。有害な排水が出ないことから、素掘りの穴に埋めるというイメージが分かりやすいかと思いますが、そういった構造となっております。埋立地と外部を仕切る堰堤や擁壁はございますが、浸透水の集水設備や水処理設備はありません。

一方、管理型最終処分場といいますのは、有機物等の分解や金属等の溶出に伴い汚濁物質を含む保有水が出る廃棄物について、その保有水による地下水汚染を防止するため底部に遮水工が設けられた処分場です。発生した保有水を集排水管で集めて、浸出液を処理施設で処理をしたあと放流するというような構造となっております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

最後にエネルギー政策課長、お願いします。

●事務局（エネルギー政策課長）

まず 52 ページです。来街者向けにスマートコミュニティや水素関連等の取組をアピールすることで周知が図れるのではないかとのご意見でした。元々、再生可能エネルギーの 40 万 kW を目指し、市民の取組や事業者の取組を考えております。来街者に PR することで、市民自体も再生可能エネルギー導入に取り組んでいこうというきっかけづくりにもなりますので、様々な機会を捉えてアピールをしていきたいと考えております。

続いて 53 ページです。風レンズ風車の撤去の経緯についてのご質問がありました。平成 21 年度から風レンズ風車の実証実験に取り組んできたわけですが、平成 26 年 12 月に東区のみなと 100 年公園に設置した風レンズ風車が、暴風のため過回転となり羽根が破損したという事故がございました。経緯を踏まえて様々な検討を行った結果、暴風で破損した風車と、シーサイドももち海浜公園、もーもーらんど油山に設置した風車については、旧型のブレーキシステムであることなどの課題から、公園など不特定多数の市民が立ち入る場所に設置している風車は安全性を考慮し、撤去したものでございます。

続きまして、スライド 56 ページでございます。CO₂ゼロ街区についてどういった成果があったかというご質問につきましては、平成 24 年度から 27 年度の 4 年間で、戸建て住宅に対して太陽光、家庭用燃料電池、蓄電池を複合的なシステムとして面的に導入するというモデル事業を行っております。その結果、81 戸の住宅全てに太陽光発電と家庭用燃料電池が設置されております。そのうち 12 戸が蓄電池も含めた設置になっております。設置世帯のサンプル調査をした結果、まず電力自給率、電力の使用量よりも発電電力が上回るというものでいきますと、約 9 割の世帯が電力自給を実現しております。

また、CO₂排出量につきましては調査世帯全てが市内の一般家庭世帯の CO₂排出量よりも削減できているという結果になりまして、そのうち 3 割の世帯が CO₂排出量を理論上ゼロにできているという結果になってございます。

○会長

ありがとうございます。

それから委員からご発言がありましたが、参考資料 2-1 の 4 ページ、黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応についての成果指標についてです。これは元々、成果指標を作るときに、見逃し率で成果をみましようということになっていたんです。そういった経緯から、見逃し率が下がったので三つ星ということになっているものです。あくまで予測が当たるかどうかについて評価をしたものであるということです。しかし、PM2.5 自体の状況は、依然として環境基準を達成できていない。これについては市として、引き続き国にも要望し、様々な施策を講じるつもりであるということをお必ず明記しておいてください。それだけが一人歩きすると、いかにも何も問題がないかのような印象がありますので、付記をするようお願いしたいと思います。

それではご質問、色々ありがとうございました。事務局も、委員からご質問のあったことは皆さんの関心事でありますので、このことを今後の政策の中でも十分に考えていただければと思います。

(4) 福岡市地球温暖化対策実行計画の素案について

○会長

それでは次に議事(4)「福岡市地球温暖化対策実行計画の素案について」です。

この素案は、地球温暖化対策部会において議論が行われ、取りまとめたものでございます。本日は皆様にご説明申し上げてご意見を伺うということになっておりますから、部長から説明をお願いいたします。

○地球温暖化対策部会長

本日、地球温暖化対策実行計画素案をお手元に用意しておりますので、それについて簡単に紹介させていただきます。策定に向けて作業を進めております福岡市地球温暖化対策実行計画につきまして、4月に行いました地球温暖化対策部会、及び5月に開催された環境審議会総会において骨子案をお示し、委員の皆様から多数のご意見をいただきました。これらの意見を踏まえながら、8月25日開催の地球温暖化対策部会において、福岡市地球温暖化対策実行計画協議会で作成された素案についての協議を実施しました。部会でも色々なご意見がございました。例えば、「福岡市でこれまで実施してきた取組の理解を充実させ、先進的な取組を計画の中で分かりやすく示すこと」、「温室効果ガスの削減量の根拠が分かりづらいので見せ方の工夫をしてほしい」、「市政だよりでのきめ細かな広報や分かりやすいキャッチフレーズの活用など、市民、事業者の取組が加速するような分かりやすい啓発を行うこと」などの意見をいただいております。こういった意見を基に、本日の素案を準備しております。

本計画は、12月に成案化する予定ですが、計画の策定自体が目的とならないよう、計画策定後は市民、事業者に対して分かりやすい啓発を進めていきたいと考えております。では、事務局から素案について説明を申します。

●事務局（温暖化対策課長）

温暖化対策課長の吉田と申します。よろしく申し上げます。

福岡市地球温暖化対策実行計画の素案についてご説明します。お手元の資料3-1をお願いいたします。

「1 計画の位置づけ等」につきましては記載のとおりでございます。「2 これまでの経過と今後のスケジュール」につきましては、記載のとおり5月の環境審議会にて骨子案をご報告しており、その後、福岡市地球温暖化対策実行計画協議会及び環境審議会地球温暖化対策部会を経まして、素案を作成したものでございます。本日の報告の後、パブリックコメントを実施し、12月に成案を市議会へ送付する予定といたしております。

続きまして2ページの説明資料をご覧ください。本計画は第1章から第6章及び資料編で構成しております。このうち第1章から第3章までは、骨子案から基本的に変更はございませんので、本日は「第4章 対策・施策」を中心にご説明いたします。なお、「第3章 計画の目標」につきましては、目標値も骨子案から変更せず、温室効果ガス排出削減目標は、2013年度を基準年度として、中期目標である2030年度において国を上回る28パーセント削減としております。

3ページをご覧ください。「第4章 対策・施策」でございます。施策体系は基本理念に基づき、将来像、めざす姿、基本方針を5分野に分け、それぞれに施策を体系化するとともに、分野を横断する分野横断型施策も併せて体系化しております。なお、5分野のうち4分野につきましては、温室効果ガス排出量を抑制するための緩和策について、残る1分野は進行する温暖化に対応するための適応策について記載しております。

続きまして、2の施策をご覧ください。それぞれの施策ごとに市民・事業者の主な取組、

市の主な取組、そして成果指標を記載しております。

まず、「基本方針(1)家庭・業務部門の省エネの推進」につきましては、市民・事業者の主な取組、市の主な取組をそれぞれ掲げまして、成果指標にはエネルギー消費量を設定しております。これは、現計画が電源構成に左右されCO₂排出量削減目標を達成できなかったことを踏まえ、エネルギー消費量を成果指標として設定しているところでございます。

次に、「基本方針(2)再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムの導入・活用」についてです。同様に市民・事業者の主な取組、市の主な取組を掲げまして、成果指標には、福岡市の環境エネルギー戦略と同様に2030年度におきまして、発電規模40万kW以上としております。

「基本方針(3)環境にやさしい交通体系の構築」につきましては、同様に市民・事業者の主な取組、市の主な取組を掲げ、成果指標には1日あたりの鉄道バス乗車人員や、新車販売台数に占めるEV、PHV、FCVの割合を設定しております。なお、関連計画等の点検見直しと併せて、1日あたりの鉄道バス乗車人員の2030年度の数値は見直すこととしております。

続きまして4ページをご覧ください。「基本方針(4)廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進」でございます。市民・事業者の主な取組や市の主な取組は記載のとおりでございます。成果指標は「新循環のまち・ふくおか基本計画」と同様としております。

次に、「基本方針(5)気候変動への適応」については、適応策にかかる本市の施策を記載しております。自然災害、水資源、健康被害、自然生態系、農作物に関する対策に区分し、ハザードマップ提供など、本市が今後とも推進していくべき施策を中心に記載しております。

次に、分野横断型施策でございます。「基本方針(6)環境行動を担う人材の育成、情報提供の推進」と「基本方針(7)アジア・太平洋地域への環境協力」について、それぞれ記載のとおりでございます。計画の「第4章 対策・施策」の概要につきましては以上です。

資料3-2、計画素案本編の第4章、60ページと61ページをご覧ください。施策体系の一覧でございます。このうち60ページの下から3行目の一番左の「家庭・業務部門の省エネの促進」を例に、素案本編の記載についてご説明します。

62ページをお開きください。まず、将来像、めざす姿を示した上で、その実現に向けた対応、行動等を市民・事業者、地域に分けて記載しております。

63ページをご覧ください。各主体の取組については、取組の概要を掲げた後、市民・事業者の取組内容について示しております。

65ページをお開きください。国の対策導入による福岡市内の温室効果ガス排出削減の内訳と本市独自の取組による温室効果ガス排出削減の内訳を、建築物の省エネ化など区分ごとにとり取組内容を分かりやすく記載するとともに、それによる温室効果ガス排出削減量も記載しております。

67ページをお開きください。このページのようにコラムを適所に配置し、読みやすく分かりやすい計画としております。

資料3-1の5ページにお戻りください。「第5章 市役所業務における対策」でございます。市全体の目標である温室効果ガス28パーセント排出削減の達成に向けて、市役所も一事業者として対策を推進していくもので、削減目標につきましては、骨子案から変更なく、

2022年度のエネルギー消費量を2013年度比で8パーセント削減することとしております。スマートで環境にやさしい市役所を目指し、全市をあげて取り組む内容について、「省エネ対策」、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの有効活用」、「その他環境負荷低減策」と、一般廃棄物処理事業や地下鉄事業などの「主たる事業に関する取組」の4つに区分し記載しております。

最後に、「第6章 計画の進行管理」につきましては、関係機関や各主体間の連携を図りながら、本計画の作業部会である福岡市地球温暖化対策実行計画協議会や環境審議会等で点検・評価を行うこととしております。なお、本計画ができあがりました後には、分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

以上で、福岡市地球温暖化対策実行計画の素案の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。この実行計画の素案については、これまで地球温暖化対策部会で議論をしておりますので、できましたら専門部会に属しておられない委員の方から優先的にご発言いただければと思います。

○委員

これまで色々と議論して作られたものなので内容については特にございません。資料3-1の4ページにある基本方針(4)のごみ処理量の目標のところ、もちろん、これは下げなきゃいけないところなんですけど、一方で、資料2の39ページに可燃ごみは焼却処理し発電するとある。これを見たら、ごみを出してもらえば出してもらうほど、その熱を利用してエネルギーに変えることができると、そういう違う見方をする方もいると思うのですが。整合性というか、「発電はするんですけど、ごみは減らしていかないとイケません。協力してください」という真意を皆さんに示せるものがあればなと思います。これは要望なので答えは不要です。

○会長

発電しないで単純にごみを燃やすだけだとCO₂が出るだけです。発電すれば、CO₂は同じだけ出るけれども、その分電気も起こるので、他の形で発電する必要がなくなるでしょうから、結局は、ごみを燃やすことによって発生するCO₂を無駄にしないという意味なんです。ですから、そこで電気をよけい起こせばいいということではなくて、ごみが減れば当然そこでの発電量は減りますけど、元々この話はプラスマイナス0になるというそういう発想です。ごみ焼却によってもっと発電をしなければならないという使命はありません。そこは確かにご指摘があったことなので、誤解を招かないように、ごみ収集が持っている意味がよく分かるように、もう1回整理をして書き入れてください。ありがとうございました。

他に、ございませんでしょうか。

○委員

ご説明いただきまして、先ほど説明された資料3-2の62ページ、63ページや65ページ、67ページのコラム等、分かりやすく書かれていると思います。私が一番心配するのは、特に市民ですが、地球温暖化ということがどこか他人事のような、ピンと来ていないところがあると思います。67ページのコラムに広報・啓発のことが書いてあるんですが、相当分かりやすく具体的に市民が何に取り組んでいけばいいのか、私が全て見きれてないのかも

しませんが、あまり詳しく書いてない気がします。この計画はこれまで相当の議論があったと思いますが、具体的にどういう広報・啓発を行っていくかということ、これ以上は書かないのでしょうか。

○会長

これは、温暖化対策をどうするかという計画です。ですので、温暖化がいかにかにひどいかということを書くものではない。この中で、温暖化というのはこんなにひどいものですよということを書こうと思えばいくらでも書けますけれども、しかしそれはこの計画のやることではない。PRをするときに、当然前提としてその話をしなきゃいけないということはそのとおりですが、それは事務局がさっき説明したとおり、ちゃんとやりますと言っています。

○委員

私が言っているのは広報や啓発のところ。もう少し具体的に市民向けというか。

○会長

あとでまた報告がありますが、今度気候講演会をやり。ちゃんとしたプロを呼んで話をしてもらいますから、そういうものをできるならちゃんと録画をして何かにまとめるとか、多分、NPOの方がきちんと録画してインターネットに載せてくれると思うんです。そういったことは市としてもやらなきゃいけないということになろうと思います。

事務局から、何かありますか。

●事務局（温暖化対策課長）

委員のおっしゃるとおり、広報・啓発が重要だというのは十分認識してございます。この計画の中にその辺を細かく書いていない理由としては、これまでの計画の実施によって、省エネの日頃の取組が十分浸透してきているという実感があるためでございます。それは市民アンケート等でつかんでいるところでございます。

今後は、それを少しシフトして、例えば省エネについては住宅の断熱化とかエネルギーマネジメントシステムの導入等での広報、また省エネ家電の買い替えにつきましても、古い家電が使われている家庭が多いので、その辺も併せて広報していきたいと考えております。計画を作って終わりとは考えてございませんので、その辺は十分心得て広報をやっていきたいと考えております。

○会長

ほかにございましたらどうぞ。

○委員

温室効果ガス排出削減の2030年度中期目標が28パーセント削減ということで、これは非常に評価しております。私は地球温暖化対策部会でも発言したんですが、再生可能エネルギーの分野でも電力構成の変動で削減につながっていくわけです。お手元で説明された資料3-1の3ページ、2030年度における温室効果ガス排出削減が28パーセントで、再生可能エネルギーによる発電規模が40万kWということは、すなわち、再生可能エネルギー戦略による削減効果が、28パーセントのうち何パーセントになるのか、そういう数値なんかを出していただけると非常に分かりやすいと思います。

例えば、40万kWと出されても分かりにくいので、具体的に福岡市の何世帯に相当するのか。資料3-2の67ページに載っている九州における福岡市の電力消費割合というコラム

は非常に分かりやすい。84 億 kWh を福岡市が使っていて、九州全体の 10 パーセントを占めていると。こういう数値があると、市民もそれに応じて削減ということになります。再生可能エネルギーの発電規模を増やして、28 パーセント削減の中のどれくらいの割合を再生可能エネルギーでやっていくのか。40 万 kW だと福岡市の世帯のどれくらいの電力量をカバーできるのか。民間を含め、どの程度を見込んでいるのか。その辺を補強すべきではないかと思っています。意見です。

○会長

ありがとうございました。どのくらい稼働するのかというのを全て計算しなければいけないのでなかなか難しい作業だと思いますが、事務局は努力してみてください。ほかにございませんか。

○委員

地球温暖化は大事な問題で、今後どうやって予防していくかという素晴らしい計画になってると思います。2030 年の温室効果ガスの排出削減目標が 28 パーセントという大きな目標で、今が 2016 年ですから 14 年後ということになります。それまですごく時間がありますし、途中どのようなタイミングで進捗状況を評価していきたいとか、あるいはそれを踏まえて違う対策を考えていくのか、というようなところが第 6 章ではないかと思っています。少し嫌な意見になるかもしれませんが、第 5 章までに比べると第 6 章は実に簡単に書いてあります。難しいとは思いますが、P D C A サイクルを回すにあたっての素案みたいなものが書けないかなという印象を受けました。

○会長

ありがとうございました。これは国も全く同じです。個々のパーツについての計算はしているんですけど、確たる年度目標みたいなものはなかなか難しいんですね。実は全く同じことを国でも議論しているわけですが、中間目標がなかなかうまく立たないんです。福岡市の場合にどうするか。

●事務局（温暖化対策課長）

本日お配りしています資料 3-1 の 3 ページと 4 ページを見ていただきますと、成果指標というのを記載してございます。全体での CO₂ 削減目標は 28 パーセントでございますが、それぞれの分野でも成果指標を目標に取り組みでいくこととしております。この成果指標につきましては、2022 年度を進捗確認年度としまして、目標値まで進んでいないということであれば、それに向けてまた施策等を見直していこうと考えております。

○会長

委員が心配しているのは、定量的に 28 パーセントまでどう辿り着くかというのが曖昧だという部分かと思っています。成果指標だけでいいかどうかは分かりませんので、これはとにかく、やってみなきゃ分からない面があると思いますし、やはり毎年チェックをしながら必要に応じて軌道修正しなければならないと思います。この実行計画で決めているのは基本方針だけであって、途中で必要な手直しをしていかなきゃ駄目だろうと思います。

それから、2030 年の温室効果ガス排出削減目標を、国は 26 パーセントと言っていますが、パリ協定は 5 年ごとに目標を見直せと言っています。そのため、国の目標はあつと言いう間に 28 パーセントより高くなる可能性があります。そうなったときに、福岡市が 28 パーセントでいいのかという議論は必ず出てきますから、今お示ししている数字が絶対的な

ものではないというふうに考えておかないといけないと思います。

そして、2050年には80パーセント削減すると言っています。2030年度の28パーセントと比較すると差がものすごくあります。ですので、恐らくこのままでは終わらないと思います。2030年近くなつた時には、もっと厳しい目標にせざるを得ないということが国際的にも出てくると思いますので、あくまでもこれは今の段階での目論見を書いているだけだと考えておかないといけないでしょう。そこは十分事務局も分かっていると思いますが、とりあえず今のところ言えるのはここまでです、というのがこの計画だとお考えください。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(5)環境審議会循環型社会構築部会報告

○会長

それでは続きまして、議事(5)「環境審議会循環型社会構築部会報告」です。部会長から報告をお願いいたします。

○循環型社会構築部会長

資料4に書いておりますが、ご存知のように福岡は非常にまだ元気が持続しております、ごみが思うように減っておりません。家庭ごみ、事業系ごみをそれぞれで評価しておりますが、目標まではなかなか厳しい状況だということです。今後の取組について、意見を色々出いただき、それに対して具体的な対応策を協議しておりますので、個々については事務局から報告していただきます。

●事務局（循環型社会計画課長）

事務局からお話しさせていただきます。資料4をご覧ください。

「平成27年度実績の評価結果」につきましては、先ほど部会長のほうからご報告があったとおりでございます。

「今後の取組に対する意見等」ですが、ご意見を6つほどいただいております、内容については記載のとおりです。家庭系では古着回収や古紙回収に関する事、事業系では「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」のPR、資源化施設への誘導、古紙・食品廃棄物の資源化施設の整備について、共通項目として環境教育の事等についてのご意見です。これらのご意見に対しましては、事務局としては対応状況の欄に記載の方法でやっていこうと考えております。

なお、循環型社会構築部会は8月24日に開催し、滞りなく終わらせていただいております。以上でございます。

○会長

これは部会で既に議論されることについての報告でございますが、部会に属しておられない委員の方を中心に、もしご発言がありましたらいただきたいと思っております。いかがでございますでしょうか。

○委員

ごみの減量というのは本当に重要な課題でございます。家庭ごみも排出時は4分別ですが最終的には9分別にしている。他都市では最初から9分別とか10分別とかをやっているんです。福岡市でも9分別を市民に求めるかどうかということも含めて、改めて検討し直さないと減量の目標値までいけないんじゃないかと考えております。先ほどありましたよ

うに、人口が 150 万人になって外国のお客さんもたくさん増えていく中で、果たしてこの目標量を達成できるのかどうかということについて、議会の中でも様々な意見が出ております。少し根拠のあるご説明、理由を付け加えていく必要があるのかなという感想を持っています。以上です。

○会長

ありがとうございました。他にございませんか。

○委員 今、委員が言われたように、分別の数を検討する時期に来たのかどうか、しっかりとそれを見極めるためにも、ごみがなかなか減っていない状況を市民に見ていただきたい。それともう 1 つ。さらにごみの発生自体を抑制していくリフューズにまで踏み込んで、今の状況を見極めて次の段階に進んでいただけたらと思います。

○会長

ご意見として承っておきましょう。ほかにございませんか。

(発言者なし)

○会長

よろしいですか。それでは循環型社会構築部会の報告は、承ったということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは本日の議事は終了いたしました。このあと事務局からいくつかお知らせがあるということですので、事務局どうぞよろしく申し上げます。

3 閉 会

●事務局（環境政策課長）

浅野会長、委員の皆さん、どうもありがとうございました。

1 つ目は、チラシをお配りしておりますけれども、先ほども申しましたが、環境フェスティバルを今月 22 日と 23 日に予定しています。それから同日、併せまして気候講演会ということで、地球温暖化に対する講演会を、浅野会長に講師をしていただきますけれども、実施する予定にしておりますので、よろしければぜひ委員の皆様もご参加いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、環境政策部長の池田より閉会のご挨拶をいたします。

●事務局（環境政策部長）

本日は長時間に渡りましてありがとうございました。色々と参考になるご意見をいただきましたので、そういった部分につきましては事務局のほうで十分踏まえながら、今後の環境施策に活かしていきたいと考えております。

つきましては、委員の皆様方におかれましては引き続きご指導とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○会長

それでは本日はこれで終わります。ありがとうございました。